

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部改正について
藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を改正する
条例

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例（昭和50年藤沢市条例第
37号）の一部を次のように改正する。

別表1 体育室及び会議室の使用料の表中

「

980円	1540円	2340円	
490円	770円	1,170円	
2,300円	3,000円	3,500円	を
1,150円	1,500円	1,750円	
200円	300円	500円	

」

「

1,370円	2,000円	3,040円	
690円	1,000円	1,520円	
2,760円	3,300円	3,500円	に改める。
1,380円	1,650円	1,750円	
240円	300円	500円	

」

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市太陽の家の体育館の施設

の使用について既に許可を受けているものの使用料については、改正後の別表

1 体育室及び会議室の使用料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、太陽の家の体育館の施設の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。